

ワンズレンタカー ご利用にあたって

基本補償制度について

ワンズレンタカーの車両には下表の補償額を上限とした保険、その他の制度による補償が付いております。ただし、貸渡約款に違反した事故・警察の事故証明が取得できないもの、補償制度の上限を超えた補償金はすべてお客さまのご負担となります。

レンタル料に含まれる補償制度

補 償 種 類		補 償 額
対人補償	1 名限度額	無制限
対物補償	1 事故限度額	無制限（免責額 5 万円）
人身傷害補償	1 名限度額	3,000 万円
車両補償	1 事故限度額	時価額（免責額 5 万円）

免責補償制度について

この制度に加入されますと、万一の事故が起きても免責額の支払いが免除されます。但し、1 貸出につき 1 回までの補償となります。
※免責額とは…対物補償・車両補償の補償金額のうち、お客様にご負担いただく金額のことです。※レンタル期間中の加入・解約はできません
◆加入料 24 時間につき 1,100 円（税込）▶対物補償・車輛補償料の免責額が 0 円となります。
※免許取得 1 年未満・21 歳未満・過去利用履歴等により当方が不適格とした場合は加入できません。

免責補償制度の適用を受けられない場合

下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合は、免責補償制度にご加入されている場合でも免責金をご負担していただきます。
※その他重大な交通違反と認められるものは適用されません
◎スピードオーバーによる事故 ◎一時停止を怠っての事故
◎追い越し禁止区域でのセンターラインを越えての事故 ◎信号無視での事故
◎右折禁止・U ターン禁止・指定方向以外の進入などでの事故 ◎悪質または故意と認められる場合

休業補償について(NOC ノンオペレーションチャージ)

事故・車内外の損害・盗難・汚損などがあった場合の営業補償料金

■免責補償制度にご加入の場合でもご負担いただきます。
ご利用中の車両に損害等を与えた場合には、損傷の程度や修理期間に関わらずご契約に則りお客様にご負担いただきます。
◆自走して予定帰着店舗に返還された場合：20,000 円
◆自走して予定帰着店舗に返還不能の場合：50,000 円(レッカー費用別途)

万一事故が起きた場合のお客様のご負担額		免責補償制度加入	免責補償制度未加入	
	対物免責額	0 円	5 万円	
	車両免責額	0 円	5 万円	
	NOC	2 万円または 5 万円	2 万円または 5 万円	(レッカー費用別途)
	合 計	2 万円または 5 万円	12 万円または 15 万円	(レッカー費用別途)

※禁煙車で喫煙、ペットを載せたことによる汚損、飲食物や液体による車内汚損も対象となります。

■補償に関する注意事項 ご出発前に必ずご確認ください

■補償対象外の損害はお客様に費用をご負担いただきます。

特にご注意ください項目

◆タイヤのパンク及びバーストによるタイヤ破損 ◆車両装備品・オプション品の紛失及び破損
◆ホイールの破損及びホイールキャップの紛失・破損 ◆交通事故証明書代
◆飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れ及び破損 ◆レッカー代等の車両移動費

■下記のような場合の運転または状態で事故が発生した場合も全てにおいてお客様のご負担となります。

- ・事故時に警察及びコールセンターに届けが無い場合
- ・警察の事故証明書が取得できない場合
- ・貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合
- ・契約書記載の運転者及び副運転者以外の運転の場合
- ・運転中にシートベルトを着用していなかった場合
- ・盗難によって生じた車両損害の場合
- ・各種テスト・競技に使用した場合
- ・他車のけん引・後押しに使用した場合
- ・事故修理費用が免責以内の場合
- ・海岸、河川敷又は林道等車道以外で走行した場合
- ・使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食の場合
- ・お客様の所有、使用、管理する財物を破損した場合
- ・店舗敷地内での車両や看板などを破損した場合
- ・車両管理不行き届きによる被害事故の場合
- ・車両管理不行き届きによって生じた車両・装備品の盗難
- ・その他保険約款の免責事項に該当する事故
- ・当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- ・故意による事故の場合
- ・操作ミスによる故障の場合
- ・定員オーバーの事故の場合
- ・無断で示談した場合
- ・飲酒及び酒気帯び運転の場合
- ・薬物使用での運転の場合
- ・無免許運転の場合
- ・又貸しの場合
- ・車両備品の損害の場合

※ 補償の限度額を超えた損害又は補償制度が適用されない損害については、お客様の実費負担となります。

2019 年 10 月 1 日改定 （表示は税込価格）

レンタカーをご利用頂くにあたり、ご注意頂きたい大切な内容です、必ずご一読下さい。

■ご利用中の注意事項

- カーナビゲーションについて 案内は参考ルートです。実際の交通規則に従いご走行下さい。ナビゲーションの案内による遅延損害や交通違反は補償できません。
- 装備品について オーディオ等装備品の故障等による損害は補償できません。
- チャイルドシートについて 6 歳未満のお子様には利用が義務付けられております。お客様自身で装着・確認をしてください。
- 駐車違反について ご利用中に駐車違反をした場合、所定の手続き後ご返却ください。
- 車両の保管・管理について レンタル期間中の車両保管場所の確保や、運行前点検実施等車両の管理はお客様となります。貸出中のいかなる損傷(車両・装備品)もお客様の管理責任となり、修理費等の請求対象となります。

■ご返却時の注意事項

- 燃料について 車種指定の燃料を指定の給油所にて満タン給油してご返却下さい。
※給油レシートのご提示をお願いする場合がございます。
満タンでご返却ではない場合下記料金【税込】を申し受けます。
・燃料計の針位置が F (満) を下回り 1/2 (半分) までの場合：一律 5,500 円
・燃料計の針位置が 1/2 (半分) を下回り E (空) までの場合：一律 11,000 円
- 早期返却について 契約期間より早くご返却された場合の未利用期間分の料金は返金いたしません。
- 返却時間について 返却時刻に間に合わない場合又は延長をご希望の場合は契約満了時刻の 2 時間前までに必ず 0570-05-3232 までご連絡ください。変更をお受け出来ない場合は速やかにご返却をお願いします。遅延による損害賠償を請求する場合がございます。
- ◆延長料金【税込】 ※店舗営業時間外の出発・帰着はできません。

【車両延長料金：1 時間単位 / クラス毎】→ M:1,100 円 / B:1,210 円 / L・ハイブリット:1,320 円 / 1BOX:1,650 円 / T1:1,320 円 / アウトレット:880 円
【免責補償制度加入料金：24 時間毎】 → 全クラス一律:1,100 円(出発時免責補償制度加入者のみ)
【ハイシーズン料金：24 時間毎】 → 地域により異なります。コールセンターへお問い合わせ下さい。

事故・故障・トラブルの時は

故障
トラブル
の場合は



故障・トラブルの時は提携ロードサービスを利用することが可能です。発生状況・原因によりロードサービス利用料金が発生する場合がございます。

万一事故が起きた場合は
これを怠りますと補償制度の適用が受けられません。

故障・トラブル時の緊急連絡は…

【24 時間受付】《ロードサービス・事故現場アドバイス・事故受付》
■三井住友海上 - 事故受付 0120-258-365
■三井住友海上 - ロードサービス 0120-096-991
■ワンズレンタカー コールセンター 0570-05-3232
【8:30~21:00】 ※営業時間外の場合、翌営業時間に必ずご連絡をお願いします。

レンタカー貸渡約款

第1章 総 則

第 1 条(本契約の目的)

当社は、この約款に定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
当社は、約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第 2 条(予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等(以下「別定」)に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等のオプション品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

第 3 条(予約の変更)

借受人は、前条の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 4 条(予約の取消し等)

1.借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2.当社の都合により、予約が取り消されたときは、貸渡開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)の締結手續に着手しなかったときは、予約が取り消されたものとみなします。
3.前二項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。
4.当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済みの予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
5.事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、借受人は取り消されたものとします。

第5条(代替レンタカー)

1.当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。)の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2.借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時の同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、その差となる金額を、予約した車種クラスの貸渡料金によるものと、代替レンタカーの貸渡料金より低くなるときは、当該レンタカーの貸渡料金によるものとします。
3.借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4.前三項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱うものとします。
5.第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱うものとします。

第6条(免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸 渡 し

第 7 条(貸渡し契約の締結)

1.借受人は第2条に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表、レンタカーご利用にあたって、同意書等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、運転者が第8条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2.貸渡契約を締結した場合、借受人は当社が第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3.当社は、監督官庁の運転通達(注1)に基づき、貸渡額(貸渡原価)及び第13条第1項に規定する貸渡しに関する氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写を添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であることは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するとともに、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自第138 号平成7 年6 月13 日)の2(10)および(11)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記附則第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
4.当社は、貸渡契約の締結をあたう、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとる場合があります。
5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6.当社は、貸渡契約の締結後等、借受人に対してクレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第 8 条(貸渡契約の締結の拒絶)

1.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
(1)貸し渡しレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
(2)酒気を帯びているとき。
(3)前条、第2条第1項、シガー 等による中毒症状等呈しているとき。
(4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させようとするとき。
(5)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であるとして認められるとき。
2.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
(1)予約に際して定めた運転者へ貸渡契約の締結した運転者と異なるとき。
(2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
(3)過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる行為があったとき。
(4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)において、第16条第6項又は第22条第1項に掲げる行為があったとき。
(5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
(6)別に明示する条件を満たしていないとき。
3.前二項の場合は、予約の取消しがあったものとして取り扱うものとします。

第 9 条(貸渡契約の成立等)

1.貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したとき成立するものとします。
2.前項の引渡しは、第2条の借受開始日時、及び借受場所で行うものとします。

第10条(貸渡料金)

1.貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれその額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1)基本料金
(2)特別装備料金
(3)フウウェイ料金
(4)燃料代
(5)配車取送料金
(6)その他の料金
2.基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸管理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄運輸事務局陸運事務所長。以下、第13条第1項において同じとします。)に提出して実施している料金によるものとします。
3.第2条による予約をした後に当社が貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金をと比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第11条(借受条件の変更)

1.借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2.当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第12条(点検整備及び確認)

1.当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2.当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3.借受人又は運転者は、前二項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づき車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4.当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第13条(貸渡証の交付、携帯等)

1.当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人、又は運転者に交付するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまで(以下「使用中」といいます。)、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3.借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4.借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第14条(管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの使用上、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第15条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
(1)当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受けたこととレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
(3)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為を行うこと。
(4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等、その原状を変更すること。
(5)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは

競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
(6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7)当社の承諾を受けずことなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
(8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(9)その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること

第17条(違法駐車の場合の措置等)

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び当該駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。
2.当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出現して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により記録するものとし、処理されていない場合には、駐車違反通知金を預かり、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放散駐車違反をした事実及び警察署等に出現し、違反若しくは法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「駐車違反自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4.当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して駐車違反自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放散駐車違反に係る責任追及のための必要協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める升明書及び駐車違反情報並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5.当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合には借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用、または放置違反が起因による損害等が発生した場合には、借受人又は運転者は、当社に対して放散違反相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払ふものとします。なお、借受人又は運転者が駐車違反通知金を当社に支払った場合には、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放散違反金の返付を受けたときは、当社は受け取った駐車違反通知金を借受人又は運転者に返還します。

第5章 返 還

第18条(返還責任)

1.借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで(以下「返還場所」において)当社に返還するものとします。
2.借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3.借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生じる損害について責任を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第19条(返還時の確認等)

1.借受人又は運転者は、当社が示したものとレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品の保管の責を負わないものとします。

第20条(借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第11条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を、当社の指示に従い支払うものとします。

第21条(返還場所等)

1.借受人又は運転者は、第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2.借受人又は運転者は、第11条第1項による当社の承諾を受けることと、所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更料金を支払うものとします。
※返還期間変更通知料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用の300%

第22条(不返還となつた場合の措置)

1.当社は、借受人又は運転者が、借受期間に満了したにもかかわらず、所定の返還場所(以下「レンタカー」を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還となつたと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
2.当社は、前項に該当することとなるときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開取の調査や車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとることができるものとします。
3.第1項に該当することとなつた場合、借受人又は運転者は、第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第23条(故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した

ときは、直ちに運転を中止し、当社、及び当社指定の連絡先に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第24条(事故発生時の措置)

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
(1)直ちに事故の状況等を当社、及び当社指定の連絡先に報告し、当社の指示に従うこと。
(2)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた措置を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。
(3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を速滞なく提出すること。
(4)事故に関し相手方と示談の旨の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2.借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第25条(盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
(1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
(2)直ちに被害状況等を当社、及び当社指定の連絡先に報告し、当社の指示に従うこと。
(3)盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を速滞なく提出すること。

第26条(使用不能による貸渡契約の終了)

使用中に次に定める故障、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2.借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
3.故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の借渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金をか貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第27条(賠償及び保管補償)

借受人又は運転者は、レンタカー又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責任に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれに当社に支払ふものとします。
3.借受人又は運転者は加害者の特定ができない事故、盗難による損害が発生した場合、借受人又は加害者の管理責任とし、賠償するものとします。

第28条(保険及び補償)

1.借受人又は運転者は第27条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
(1)対人補償 1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みます。)
(2)対物補償 1事故につき 2,000万円(免責額5万円)
(3)車両補償 1事故につき 時価額(免責額5万円、ただし、マイク ロバース及び1 ナンバーのトラックは10万円)
(4)人身傷害補償 1名につき 3,000万円
2.保険契約又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金はいずれも支払われません。
3.保険金又は補償金は支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
4.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
5.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含まります。

第29章 貸 渡 契 約 の 解 除

第29条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中に約款に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなるときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人 情 報

第30条(個人情報の利用目的)

1.当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。

(1)レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項

を遂行するため。
(2)借受人又は運転者による、レンタカー及びこれらに関連したサービス等の提供するため。
(3)借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
(4)レンタカー、中古車、その他の当社において取り扱う自動車・バイク等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者に案内するため。
(5)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上の検討を目的として、借受人又は運転者に対してアンケート調査を実施するため。
(6)個人情報情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
7.第1項 各号のために定めている目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
3. コールセンターでは借受人又は運転者からの依頼、要望などを正確に把握するため、通話内容を録音する場合があります。

第31条(個人情報の登録および利用の同意)

1.借受人又は運転者は、当社が第30条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
2.借受人又は運転者は、利用車種、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に関する情報、及び借受人又は運転者の氏名、住所等の個人情報を知りたての提供先へ提供することに同意するものとします。
(提供先およびその利用目的)
【提供先】 本レンタカービジネスのフランチャイズ本部である㈱ワンズネット、及び㈱ワンズネットワークと情報提供契約を結んだフラチャイジー
(利用目的) 予約、運行管理、事故対応や借受人又は運転者による、商品、サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと。
(提供先)㈱ワンズネットワーク、及び㈱ワンズネットワークと情報提供契約を結んだ予約センター受付会社、及びWeb 会員運営会社
(利用目的) 予約、運行管理、事故対応や借受人、又は運転者に、商品の企画、開発あるいは顧客満足度向上策等の参考にするとする目的で、当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること。
3.借受人又は運転者は、事故に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社が保有する個人情報のうち不正なまたは誤りであることが判明した場合に、速やかに訂正または削除に応じるものとします。
4.借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、か、全し協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報と協会法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1)当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命じられた場合
(2)当社に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがいない場合
(3)第22条第1項に規定する不返還があったと認められた場合

第10章 雑 則

第32条(装備品)

当社は、車内等の車内装備品の故障による損害に対し、補償の責は負わないものとします。

第33条(相殺)

当社は、この約款に基づき借受人は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務とすても相殺することができるものとします。

第34条(消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第35条(金銭債務の履行と自認書)

1.借受人又は運転者が当社に対し金銭債務が発生した場合において、借受人又は運転者は返還時に支払ふものとする。支払いが不可能な場合、当社は、借受人又は運転者に借内内容及び、支払期日を記載した当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
2.借受人又は運転者は自認書に記載された期日までに金銭債務の履行をするものとします。
3.自認書記載の期日よりでに、金銭債務の不履行が発生した場合、当社は借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開取り調査を行い、借受人又は運転者に対し、必要な支払督促を行うものとします。
4.前項に該当するときは、借受人又は運転者は第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第36条(返還指書金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による返還指書金を支払ふものとします。

第37条(細則)

1.当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
2.当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第38条(合意管轄裁判所)

この約款に基づき権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかににかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

第11章 附 則

約款は、平成 26 年 4 月から施行します。